



発行 新潟県

第14号

平成29年2月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 153 軽油引取税免税証の亡失届（税務課）
- 154 保安林の指定解除予定（治山課）
- 155 保安林の指定解除予定（治山課）
- 156 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 157 土地改良事業の工事完了届（農地計画課）
- 158 公共測量の終了通知（監理課）
- 159 公共測量の終了通知（監理課）
- 160 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 161 道路の区域変更（道路管理課）
- 162 道路の供用開始（道路管理課）
- 163 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 164 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 165 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 166 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）

公 告

- 一般競争入札の実施（税務課）

告 示

◎新潟県告示第153号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
50 リットル	N04672035	1	新潟県新潟市西区小針台9-23 第一石油販売株式会社 小針台給油所

◎新潟県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県妙高市大字猿橋字寺屋敷1547の1・1547の3・1547の5・1548の1・1549の子3・1549の丑1・字外之田1551の1（以上7筆について次の図の示す部分に限る。）、字寺屋敷1547の6、1549の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県妙高市大字猿橋字寺屋敷1547の1・1547の5・1549の丑1・字外之田1551の1（以上4筆について次の図の示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、阿賀野市の一部を受益地域とする県営中ノ通地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年2月22日から平成29年3月22日まで

3 縦覧に供する場所

阿賀野市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成29年2月21日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
五泉市 早出川土地改良区	菱池	区画整理	平成29年1月31日

◎新潟県告示第158号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量（修正数値図化 レベル2500）
- 2 作業期間 平成28年6月30日から平成29年1月31日まで
- 3 作業地域 三条市の一部

◎新潟県告示第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年9月30日から平成29年2月1日まで
- 3 作業地域 上越市大和5丁目他地区

◎新潟県告示第160号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年2月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 起業者の名称
三条市
- 2 事業の種類
三条市スポーツ・文化・交流複合施設（仮称）駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
三条市西裏館二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性
三条市スポーツ・文化・交流複合施設（仮称）駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性
起業者は、本件事業に必要な用地の先行取得を県央土地開発公社に委託し、同公社は平成28年度の事業計画において本件事業用地の取得に係る予算措置を講ずるとともに、起業者は、本件事業に必要な経費について、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性
ア 得られる公共の利益
三条市では、起業地に隣接する同一敷地内に、三条市体育文化センターと三条市総合体育館を有し、市

の中核的な屋内体育施設として長年大勢の市民から利用されてきた。しかし、体育文化センターは耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いことが判明し、一方、総合体育館は供用開始から37年目となり老朽化が著しく設備に不具合が見られることから、市では両施設を解体し、両方の機能を兼ね備えた新たな複合施設(以下「複合施設」という。)を現在の敷地内に建て替えることを決定した。

しかし、現在の各施設は、駐車場がもともと不足しており、週末の各種大会の際には、路上駐車や近隣の商業施設に無断駐車が発生しており、地域住民から苦情や駐車場拡充の要望が寄せられている状況であった。新たな複合施設は、現在の各施設よりも規模を拡大するため、敷地内にあった駐車場を縮小せざるを得ないことから、駐車台数の確保のため、起業地に駐車場を整備するものである。

本事業の実施により、複合施設建設に伴う駐車場不足が改善され、施設利用者への利便性が向上するとともに、迷惑駐車や解消など周辺地域の生活環境の向上につながることから、本事業は公益に大きく資するものである。

本事業による周辺環境への影響として、供用後の排気ガスや騒音が懸念されるが、二方を田と接し、一方は商業施設の駐車場と面しているため、住家への影響はほとんどないと考えられるが、市は排気ガス対応のフェンスを施し、万全の対策を講じていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本事業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく埋蔵文化財包蔵地及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区のいずれにも含まれておらず、また起業地の現況は田であるが、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地区域に該当しない旨、それぞれ市の担当課に確認している。

したがって、本事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業に係る起業地については、複合施設の利用者にとって利便性がよいこと等を条件に3箇所を選定し、社会的条件や経済的条件をも考慮して比較検討した結果、複合施設への出入りがしやすく騒音などの懸念も小さい本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

市の中核的な存在であった屋内体育施設に代わる新たな複合施設の建設は、市民が待ち望んでおり、当該施設の供用開始までに駐車場を整備する必要があることから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

三条市役所三条庁舎(三条市福祉保健部健康づくり課)

◎新潟県告示第161号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市宮中字打野己3262番3から	新	4.0～69.5メートル	300.3メートル
同市宮中字打野己3288番1まで	旧	4.0～10.3メートル	300.3メートル

◎新潟県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
十日町市宮中字打野己3262番3から同市宮中字打野己3288番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年2月21日

◎新潟県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年2月16日新潟県告示第285号）を次のとおり解除する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井鼻南地区	三島郡出雲崎町大字井鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井鼻北地区	三島郡出雲崎町大字井鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出雲崎海岸地区	三島郡出雲崎町大字鳴滝町、井鼻、木折町、羽黒町、石井町、住吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷川(2)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	土石流
荒谷川(3)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	土石流
荒谷川(4)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	土石流
荒谷川(5)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	土石流
住吉町地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、大字住吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

尼瀬一区地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尼瀬地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	地すべり
荒谷川(1)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	土石流
元山沢地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、 大字住吉町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
家の前(2)地区	村上市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷添(1)地区	村上市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家の前(1)地区	村上市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷添(2)地区	村上市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷添地区	村上市山田	次の図のとおり	土石流
山田地区	村上市山田	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久田地区	三島郡出雲崎町大字久田	次の図のとおり	地すべり
出雲崎海岸地区	三島郡出雲崎町大字井鼻、 上野山、木折町、鳴滝町、 羽黒町、石井町、住吉町、 米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井鼻南地区	三島郡出雲崎町大字井鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井鼻北地区	三島郡出雲崎町大字井鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷川(2)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、 勝見	次の図のとおり	土石流

荒谷川(3)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、 勝見	次の図のとおり	土石流
荒谷川(4)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、 勝見	次の図のとおり	土石流
荒谷川(5)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、 勝見	次の図のとおり	土石流
勝見地区	三島郡出雲崎町大字勝見	次の図のとおり	地すべり
蛇崩地区	三島郡出雲崎町大字勝見、 尼瀬	次の図のとおり	地すべり
尼瀬一区地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尼瀬(2)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尼瀬(1)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷川(1)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	土石流
尼瀬・住吉町地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、 住吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
兀山沢地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、 住吉町	次の図のとおり	土石流
尼瀬地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、 住吉町、米田	次の図のとおり	地すべり
中山(1)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(2)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(3)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(4)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(6)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(7)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(1)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
中山(2)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
中山(3)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
中山(4)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
中山(5)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
中山(6)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流

立石(3)地区	三島郡出雲崎町大字立石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢田(7)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松本(3)地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東川(1)地区	十日町市松之山東川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東川(2)地区	十日町市松之山東川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東川沢地区	十日町市松之山東川	次の図のとおり	土石流
下鰻池沢地区	十日町市松之山東川、松之山下鰻池	次の図のとおり	土石流
東川地区	十日町市松之山東川	次の図のとおり	地すべり
上鰻池(3)地区	十日町市松之山上鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鰻池(2)地区	十日町市松之山上鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鰻池(1)地区	十日町市松之山上鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鰻池地区	十日町市松之山上鰻池、松之山東川	次の図のとおり	地すべり
下鰻池(3)地区	十日町市松之山下鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下鰻池(1)地区	十日町市松之山下鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下鰻池(2)地区	十日町市松之山下鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下鰻池北地区	十日町市松之山下鰻池	次の図のとおり	地すべり
下鰻池地区	十日町市松之山下鰻池、松之山東川	次の図のとおり	地すべり
湯山地区	十日町市松之山湯山、松之山湯本、松之山観音寺	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
須沢(1)地区	糸魚川市大字須沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

須沢(2)地区	糸魚川市大字須沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木地区	糸魚川市大字須沢	次の図のとおり	地すべり
梶屋地区	糸魚川市大字西中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西中(1)地区	糸魚川市大字西中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
外山－1地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山－2地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(1)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(2)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(3)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(4)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(5)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中島川(1)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	土石流
中島川(2)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	土石流
外山(H25)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	地すべり
小比叡(1)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(2)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(3)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(4)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(5)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(6)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(7)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(8)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小比叡(9)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(10)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(11)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	地すべり
堂釜北地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	地すべり
小比叡(1)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	土石流
木野浦地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(1)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(2)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(3)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(4)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(5)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(6)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(7)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(8)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(9)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(10)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(11)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(12)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(1)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	土石流
吾潟-1地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟-2地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(1)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(2)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

吾潟(3)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(5)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(6)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(7)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(8)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(9)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(10)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(1)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
吾潟(2)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
吾潟(3)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
吾潟(5)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
羽茂上山田(1)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(2)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(3)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(4)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(5)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(6)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(7)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(8)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(9)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂本郷・上山田地区	佐渡市羽茂本郷・羽茂上山田	次の図のとおり	地すべり
上山田地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	地すべり

羽茂上山田(1)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	土石流
羽茂上山田(2)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	土石流
羽茂上山田(3)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	土石流
羽茂上山田(4)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	土石流
羽茂上山田(5)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	土石流
羽茂上山田(6)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	土石流
小泊地区	佐渡市羽茂小泊・羽茂村山	次の図のとおり	地すべり
羽茂小泊(1)地区	佐渡市羽茂小泊	次の図のとおり	土石流
犬落地区	佐渡市羽茂大崎	次の図のとおり	地すべり
上川茂(1)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(3)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(4)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(5)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(6)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(7)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(H25)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	地すべり
下川茂(H25)地区	佐渡市下川茂	次の図のとおり	地すべり
国中川地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	土石流
上川茂(1)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	土石流
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	土石流
上川茂(3)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	土石流
大泊地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大泊-1地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

赤岩地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎－1地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎－2地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎－3地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大泊(1)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大泊(2)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎(1)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎(2)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎(3)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤岩(1)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤岩(2)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀田沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
家内出沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
木戸口沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
惣沢(1)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
惣沢(2)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
大泊(1)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
大泊(2)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
寺ノ沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
赤岩地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
吉ヶ沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
渡旅沢地区	佐渡市大杉・羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米山 隆一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
家の前(2)地区	村上市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷添(1)地区	村上市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家の前(1)地区	村上市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷添(2)地区	村上市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
出雲崎海岸地区	三島郡出雲崎町大字井鼻、上野山、木折町、鳴滝町、羽黒町、石井町、住吉町、米田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井鼻南地区	三島郡出雲崎町大字井鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井鼻北地区	三島郡出雲崎町大字井鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尼瀬一区地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尼瀬(2)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尼瀬(1)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒谷川(1)地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬	次の図のとおり	土石流
尼瀬・住吉町地区	三島郡出雲崎町大字尼瀬、住吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(1)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(2)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(3)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(4)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(6)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中山(7)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山(1)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
中山(2)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
中山(3)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
中山(5)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
中山(6)地区	三島郡出雲崎町大字中山	次の図のとおり	土石流
沢田(7)地区	三島郡出雲崎町大字沢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松本(3)地区	三島郡出雲崎町大字松本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東川(1)地区	十日町市松之山東川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東川(2)地区	十日町市松之山東川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東川沢地区	十日町市松之山東川	次の図のとおり	土石流
上鰻池(3)地区	十日町市松之山上鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鰻池(2)地区	十日町市松之山上鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下鰻池(3)地区	十日町市松之山下鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下鰻池(1)地区	十日町市松之山下鰻池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
須沢(1)地区	糸魚川市大字須沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須沢(2)地区	糸魚川市大字須沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梶屋地区	糸魚川市大字西中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西中(1)地区	糸魚川市大字西中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
---------	----------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

5 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
外山－1地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山－2地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(1)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(3)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(4)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中島川(2)地区	佐渡市外山	次の図のとおり	土石流
小比叡(7)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小比叡(8)地区	佐渡市小比叡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(1)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(3)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(4)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(5)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(9)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(12)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木野浦(1)地区	佐渡市小木木野浦	次の図のとおり	土石流
吾潟－1地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟－2地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(1)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(3)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(5)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(6)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(7)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(8)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(9)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(10)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(1)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
吾潟(2)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
吾潟(3)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
羽茂上山田(1)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(3)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(5)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(6)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(7)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(8)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(9)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂上山田(5)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	土石流
羽茂上山田(6)地区	佐渡市羽茂上山田	次の図のとおり	土石流
上川茂(1)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(3)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(4)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(5)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上川茂(7)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	土石流
上川茂(3)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	土石流
大泊地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大泊-1地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤岩地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎-1地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎-2地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎-3地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大泊(1)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大泊(2)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎(2)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎(3)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤岩(1)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤岩(2)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堀田沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
家内出沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
木戸口沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
惣沢(1)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
惣沢(2)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
大泊(1)地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
寺ノ沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
吉ヶ沢地区	佐渡市羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流
渡旅沢地区	佐渡市大杉・羽茂三瀬	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覧に供する。)

◎新潟県告示第166号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 阿賀野都市計画下水道
名称 阿賀野市公共下水道(新井郷川処理区)
 - (2) 種類 阿賀野都市計画下水道
名称 阿賀野市公共下水道(安田処理区)
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等一式の賃貸借について、以下のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達案件の名称
新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等一式の賃貸借
- 2 入札説明書及び調達仕様書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間
平成29年2月21日(火)から平成29年3月7日(火)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 交付場所
新潟県総務管理部税務課県税集中管理室電算管理係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
 - (3) 質問書の提出
入札説明書に定めるところによる。
- 3 本入札に係る参加資格の確認
本入札に参加することを希望する者は、以下に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。
この場合において、以下に定めるところに従わなかった者及び下記4に定める資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
なお、本入札に係る参加資格の確認結果については、書面により平成29年3月29日(水)までに通知する。
 - (1) 提出期限
平成29年3月21日(火) 午後5時まで
 - (2) 提出場所
上記2(2)に定める場所に同じ。
 - (3) 提出方法
本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくはその代理人の持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に、「新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等一式の賃貸借に係る競争入札参加資格確認申請書在中」の朱書きをしたもの)に限る。)とし、上記(1)に定める提出期限までに到達するように郵送すること。
 - (4) 提出書類

入札説明書に定めるところによる。

4 本入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加することができる者は、一の個人若しくは法人であつて、それぞれ以下に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成29年2月21日現在において民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者

イ 平成29年2月21日現在において会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされている者

- (3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (5) 上記3に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (6) 本件入札による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成29年4月10日(月) 午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

6 本入札の手続

(1) 入札方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が本入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記2(2)に定める場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等一式の賃貸借に係る入札書在中」の朱書きをし、中封筒に上記1に定める調達案件名及び上記5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって上記5(1)に定める入札執行日前日の午後5時までに到着するように郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(上記1に掲げる新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料等(賃貸借料等には、搬入・設置・環境構築費用、ハードウェア等の機器リース料・保守料、ソフトウェアのリース料・保守料、その他ラック・ケーブル等のリース料、消耗品の購入費用等の初期設定作業から機器の撤去までに掛かる一切の費用を含む)。以下同じ。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に、60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定

本入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 上記3に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者及び上記4に定める本入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

財務規則第41条に基づき、自己の見積もった契約希望金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、実際の契約金額（上記1に掲げる新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料等（賃貸借料等には、搬入・設置・環境構築費用、ハードウェア等の機器リース料・保守料、ソフトウェアのリース料・保守料、その他ラック・ケーブル等のリース料、消耗品の購入費用等の初期設定作業から機器の撤去までに掛かる一切の費用を含む。))に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約書及び契約条項

「新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等一式の賃貸借に係る契約書（案）」のとおりとする。

なお、契約内容については、落札者決定後に内容を踏まえて協議の上、変更する場合がある。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(3) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、解除することがある。

ウ 本入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

エ 平成29年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合、本入札について停止の措置を行う。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be leased:

Leasing any computer items for Niigata Prefectural Integrated Computer Tax System:
Including installation, set up and maintenance

(2) Time and Place of bidding:

10:00a.m. April 10, 2017

Niigata Prefectural administration Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

(3) For more information, contact:

Prefectural Tax Administration Integration Office

Tax Administration Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, 950-8570, Japan